

保護観察官の採用案内

1 保護観察官の職務の内容、身分、給与

- (職 務) 保護観察所又は地方更生保護委員会において保護観察官として勤務します。
保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識を活かし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護及び犯罪の予防に関する業務に従事します。
- (身 分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し、傷病に際して給付等が受けられるほか、共済年金制度の適用等の制度が整備されています。
- (給 与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。
保護観察官に任命されると俸給の調整額が加算されます。毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

- (勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。ただし、保護観察所長から命ぜられた場合には、夜間勤務等の不規則勤務があります。
- (勤 務 地) 関東管内保護観察所又はその支部に勤務します。異動は、原則として、数年経過後を目安として、関東地方更生保護委員会、関東甲信越及び静岡県に所在する保護観察所を中心に行われます。昇進に応じて異動の範囲は広がります。
- (昇 任) 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇進する可能性があります。
- (研 修) 採用後、研修等が実施される予定です。

3 採用案内

- (採用予定) 関東管内保護観察所に若干名を採用する予定です(転勤あり)。
- (採 用 日) 平成23年7月1日(予定)
- (応募要件) 今回の応募については、次の要件を満たすことが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

- (1) 犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰に熱意と関心を有すること。
- (2) 一定年数以上の保護観察官の職務と関連ある実務経験を有すること。
(別紙応募手続参照)
- (3) 大学、短大又は高等専門学校卒業以上の学歴を有すること。

- (選考方法) 選考は、(1)書類選考、(2)(書類選考の合格者に対する)面接により行われます。採用は、面接合格者の中から決定されます。
- (応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 別紙 「応募手続」を参照

